〇総務省令第四号

地 方 自 治 法 昭 和二 一 十 二 年法 律 第六十七号) 第二百三十四条第五 項 の規定に基づき、 地 方自治法 施

行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令を 次 \mathcal{O} ように 定 \Diamond る。

令和三年一月二十九日

総務大臣 武田 良太

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

次 地 \mathcal{O} 方 表に 自 治 ょ 法 り、 施 行 改 規 正 則 前 昭 欄 和二 に 掲 十 二 げるその 年 内 標 務 記 省 令 部分に二 第二十 重傍線 · 九 号) の 一 を 付 L 部 を た 次 規 定 0 は、 よう に ک れ 改 · を 削 正 する。 る。

改 正 後	改 正 前
第十二条の四の二 [略]	二 その他総務大臣が定める電子証明書 二 その他総務大臣が定める電子証明書 二 その他総務大臣が定める電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。 第二項第二号に定める電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。 第二項第二号に定める電子証明書を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証 第二項第二号に定める電子証明書 第二項第二号に定める電子証明書 第二項第二号に定める電子証明書 第二項第二号に定める電子証明書
備考 表中の [] の記載は注記である。	